

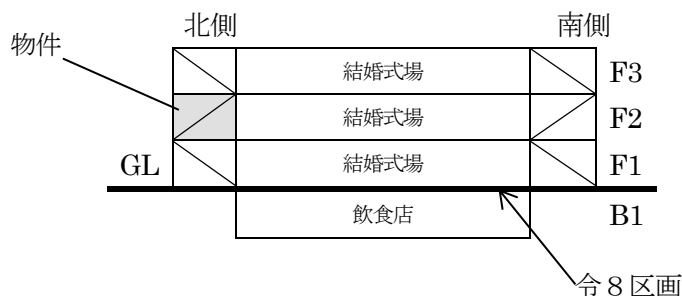
違反是正事例（事例1－4）

テーマ < 吏員命令が繰り返された防火対象物の違反処理 平成18年 >

- ▶ 結婚式場の建物で、階段に物件存置していたため吏員命令を発したが再度、繰り返されたため、違反処理をした事例。

防火対象物の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 用途 | 複合用途（16 項イ） |
| (2) 構造・規模 | 耐火造 地上3階 地下1階 ※結婚式場と飲食店は令8区画
建築面積 2,092.83㎡ 延べ面積 4,958.40㎡ |
| (3) 消防用設備等 | 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具 |



1.違反処理の概要

(1) 過去の対応

当該対象物は、現所有者により平成7年5月3日に新築された。新築時から現所有者が現状の用途として使用している。

平成17年11月12日、査察計画により立入検査を実施した際に、資材などを収容する別棟が工事中のため、当該式場棟の廊下や階段に結婚式で使用するテーブルや椅子が存置され、避難上支障がある状態となっていた。その場で防火管理者に対して、当該場所及び物件を具体的に示して早急に除去するよう口頭で指示するとともに、立入検査結果通知書を交付した。

後日、管理権原者名で、当該物件を除去した旨の改修（計画）報告書の提出がなされた。

(2) 違反処理の指導経過

ア 平成17年11月12日の立入検査の際に、避難上支障となる物件の除去指示を行い、改修（計画）報告書により改善の確認とした。

平成18年4月14日、工事だった別棟建物の消防検査に伴い、式場棟の避難施設の管理状況を確認したところ、前回除去を指示した場所と同じ北側屋内階段内にテーブルや椅子が雑然と積まれており、避難上重大な支障となっている事実を現認した。

- イ 本対象物には、南側にも屋内階段があり、南側階段については適正に管理されていたが、前回の指導経緯もあり、現に営業中（結婚披露宴が行われていた）で、火災が発生したならば避難上重大な支障となると判断し、同日 14 時 30 分に立ち会った防火管理者に対し、査察員名で同日 17 時 30 分を履行期限とした物件の除去命令（法 5 条の 3）を発動した。
- ウ 帰署後、直ちに予防課長に当該命令を発動した旨の報告を行い、標識を作成したうえで、同日 17 時 30 分再度対象物に立ち入り、すべての物件が除去されていることを確認した。（物件の除去が確認できたので公示は行わなかった。）
- エ 過去の状況から繰り返し違反の可能性もあり、平成 18 年 6 月 16 日、再度立入検査を実施したところ、前回命令を発動した際と同様に物件が多数存置されている状況であることを現認したため、同日 11 時 45 分に再度、物件を同日 14 時 45 分までに除去するよう査察員名で再度除去命令を発動し、あらかじめ用意していた標識に必要事項を記載し対象物の出入口に当該標識を設置した。
- オ 履行期限後、直ちに確認したところ、物件はすべて除去されていたが、繰り返し違反で悪質であると思われたため、翌日、管理権原者と防火管理者に出頭するよう指示し帰署、その旨を予防課長に報告した。
- カ 関係者は、自発的に作成した始末書を持参し来署したが、前回の命令から約 2 ヶ月で再度同様の違反を繰り返したことや、当該違反が人命危険に直結していることを考慮し、平成 18 年 6 月 18 日付けで、消防署長名で、管理権原者に対して防火管理業務を適正執行するよう次のとおり警告を発動した。

[警告]

本防火対象物については、過去、避難施設の管理不備があり、現状においても防火管理業務が適正に執行されていない事実があることから、防火管理者に平成 18 年 7 月 30 日までに消防計画を変更させるよう指示する。

なお、消防計画の作成に際しては、次の事項について具体的方策を明確にする等内容の充実強化を図らせる。

- (ア) 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- (イ) 避難通路、避難口、安全区画及び防火区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
- (ウ) 防火上必要な従業員の教育に関すること。

[違反事項]

防火管理業務不適正、避難上必要な施設の管理（消防法第 8 条第 1 項、第 8 条の 2 の 4）

2. 違反処理の完結

警告後、防火管理者は消防計画の作成見直しを行い、避難施設の管理チェック表を取り入れるなど、防火管理体制の充実強化を図り、消防計画の変更届も行った。

また、消防計画に基づく、消火、避難訓練を実施し、社員の教育も実施したことから違反処理を完結した。

(事例 1 - 4) グループ検討

テーマ < 吏員命令が繰り返された防火対象物の違反処理 平成18年 >

1. 繰り返し違反への対処

吏員の措置命令を2度も実施している実態から、繰り返し違反が行われる要因等も考え、当該対象物に対する査察計画や違反処理の進め方をどのようにすべきか検討してください。

2. 初期の対応について

平成17年11月の立入検査時の違反に対し、改善報告書の受理だけで済ませていますが、このような事案の処理として、どのように考えますか。

3. 初回の違反処理の方法

平成18年4月の違反処理は、消防検査に合わせて実施した内容となっておりますが、法第4条の立入検査権の行使として、どのように考えますか。

4. 除去命令時の履行期限について

いずれも3時間を撤去期限としていますが、どのような期限判断が適当とされるか検討してください。

5. 命令後の警告の違反処理について

- 1) 吏員の措置命令の完結後に、防火管理業務の適正執行義務違反を警告していますが、その内容(条文も含め)を検討してください。また、消防法第5条の2違反を視野に入れて考えてください。
- 2) 警告後の確認事項として、どのような視点から履行されたと認めますか。

6. 名あて人について

措置命令、防火管理適正執行の警告において、名あて人をどう考えるか検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討、及びその他、グループで意見が出た内容

参考： 付録 「違反処理基準」の「備考 違反処理基準の運用 5 繰り返し違反等について」を参考にしてください。